

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案の概要について

令和7年6月
原子力安全対策課

県の原子力防災に関する取組み、原子力防災訓練等により得られた教訓、防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等の反映により、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正を行う。

1 計画の概要

（1）目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）は、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的として定めている。

鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編)	本県の原子力災害対策の基本となるものであり、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の事前対策並びに発生時に、県や米子市・境港市・三朝町、その他防災関係機関がとるべき措置を定めるもの。
鳥取県広域住民避難計画 (島根原子力発電所事故対応)	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画される各種防護計画のうち、住民避難に焦点を絞り、住民避難を迅速かつ的確に実施するために、その実施要領についてまとめたもの。

（2）対象施設

- ①中国電力株式会社 島根原子力発電所（島根県松江市）
- ②国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（岡山県鏡野町）

2 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の主な修正項目等

（1）国の動き（屋内退避検討チームの検討結果等）を踏まえた計画の見直し

○屋内退避中の一時的な外出、屋内退避の解除要件等について記載

[地域防災計画]P77、80 第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置

[広域避難計画]P8 第3章 実施要領 第2節 緊急事態における対応等 4屋内退避

- ・原子力災害発災時のUPZ内における防護措置は屋内退避が基本であることを強調し、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は屋内退避を継続する上で必要な行為であるため、屋内退避の概念に含まれること、屋内退避は長期に亘る継続が困難であるため、その解除又は避難等への切替えの判断が必要であり、その指示は原子力防災アプリやホームページ等でUPZ内の住民等へ伝達することを記載

○国の防災基本計画、原子力災害対策指針等との文言の整合化

[地域防災計画]P3 ほか

[広域避難計画]P8 ほか

- ・国の防災基本計画や原子力災害対策指針等の用例に従い文言を適正化（「原子力災害対策重点区域」、「被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者」など）

（2）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

○県職員や市町村職員等へ研修受講を積極的に促すこと等による人材育成の拡充

[地域防災計画]P44 第2章 原子力災害事前対策 第15節 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

- ・県職員や市町村職員、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対して、原子力防災や放射線防護に関する研修の積極的受講を促す等による人材育成の拡充を図ることを記載

○避難車両誘導計画の策定

[地域防災計画]P33 第2章 原子力災害事前対策 第8節 避難体制の整備

[広域避難計画]P22 第3章 実施要領 第2節 7避難所への誘導及び受入れ

- ・各避難所の駐車可能台数や周辺駐車可能場所の調査を行い、避難車両誘導計画を策定する（避難所に収容できない車を周辺駐車可能場所の候補地に駐車させ、シャトルバスで避難所近くまでピストン搬送する計画など）ことを記載

○広域避難受入れに係るマニュアルの作成と見直しの実施

[地域防災計画]P33 第2章 原子力災害事前対策 第8節 避難体制の整備

[広域避難計画]P52 第5章 後方支援 第4節 避難所 2避難施設の開設運営

- ・広域避難を受け入れることが予定される市町に対し、マニュアルの整備を促すとともに、実情に応じてこれを隨時見直すことを記載

○放射線防護の指標（被ばくの限度）の追加

[地域防災計画]P76 第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立

- ・被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対する放射線防護の指標について、原子力災害対策指針を踏まえ、指標の設定の参考となる数値を記載（実効線量限度 50 mSv/年など）